

兵庫県公報

平成31年1月8日 火曜日 第3069号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1	1
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	2	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	6	6
○ 河川立体区域の指定（河川整備課）	7	7
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	7	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7	7
○ 同 上（同）	8	8
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	8	8
公 告		
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	8	8
○ 落札者等の公示（広報戦略課）	9	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11	11
○ 同 上（同）	14	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	16	16
○ 同 上（同）	18	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19	19
○ 同 上（同）	20	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21	21
○ 同 上（同）	21	21
○ 落札者等の公示（但馬県民局）	21	21
選挙管理委員会告示		
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	22	22
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の届出	24	24
収用委員会告示		
○ 収用の裁決手続開始決定	24	24
公安委員会告示		
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	36	36
警察本部公告		
○ 入札公告	38	38

告 示

兵庫県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土渕土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 垣 輝 巳	豊岡市土渕63番地
同	武 中 公 一	同 市土渕605番地
同	和 田 幸 夫	同 市土渕68番地
同	和 田 和 人	同 市土渕77番地
同	植 坂 語	同 市土渕629番地
同	秋 山 勝 美	同 市土渕979番地
同	水 島 忠 秋	同 市加陽130番地
同	小 西 正 樹	同 市加陽439番地
同	上 崎 良 純	同 市加陽893番地
同	河 原 須 直	同 市加陽860番地
同	安 達 一 弥	同 市加陽972番地
同	和 田 耕 藏	同 市引野945番地
監 事	西 村 洋	同 市土渕757番地
同	高 紀 昭	同 市土渕87番地
同	小 西 文 雄	同 市加陽437番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 垣 輝 巳	豊岡市土渕63番地
同	武 中 公 一	同 市土渕605番地
同	和 田 幸 夫	同 市土渕68番地
同	和 田 和 人	同 市土渕77番地
同	植 坂 語	同 市土渕629番地
同	秋 山 勝 美	同 市土渕979番地
同	高 木 一 成	同 市加陽888番地
同	上 崎 徹	同 市加陽459番地
同	小 西 邦 博	同 市加陽868番地の1
同	水 島 秀 樹	同 市加陽416番地
同	安 達 晴 彦	同 市加陽1108番地
同	中 川 一 弘	同 市中郷1705番地
監 事	西 村 洋	同 市土渕757番地
同	高 紀 昭	同 市土渕87番地
同	小 西 清	同 市加陽136番地



兵庫県告示第13号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第49条第3項の規定により、次のとおり聴聞を行う。
平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
平成31年1月28日（月）午前11時から午前11時15分まで
- 3 場所
兵庫県庁西館4階 農政環境部会議室



兵庫県告示第14号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社ユタックス
西脇市野村町201-1
代表取締役 宇 高 大 介
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社ユタックス
西脇市野村町201-1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ト 染色施設 (No. 1)	19号ト 染色施設 (No. 2)			
能 力	30kg/回	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～18時 8時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～5	4～8	4～5	4～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	170	200	170	200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	165	180	165	180
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	55	50	55
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	24	27	24	27
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	0.9	1.3	0.9	1.3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	6.3	8.4	7.2	9.6	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

19号卜 染色施設 (No. 3)	
1 kg/回	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
4～5	4～8
170	200
165	180
50	55
24	27
0.9	1.3
0.2	0.4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成31年1月8日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び西脇市くらし安心部環境課



兵庫県告示第15号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年12月17日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
姫路市西延末地内



兵庫県告示第16号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年12月10日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成31年1月8日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成31年1月8日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	加古川市尾上町安田字柳町388番3から 同 市尾上町安田字柳町388番1まで	旧	47.0から 51.0まで	44.0	
		新	47.0から 57.0まで	44.0	一部 予定地
県道 野 口 尾 上 線	加古川市野口町長砂字大塚813番1から 同 市尾上町安田字宮ノ前406番1まで	旧	6.0から 40.0まで	662.0	
		新	30.0から 41.0まで	662.0	一部 予定地



兵庫県告示第19号

船場川水系に係る二級河川船場川について、河川法(昭和39年法律第167号)第58条の2第1項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民センター姫路土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成31年1月8日

河川管理者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

次の図面の茶色で着色した区域

(図面省略)



兵庫県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画公園事業
5.5.102号 手柄山中央公園
- 3 事業施行期間
平成23年3月29日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
姫路市延未字谷口 地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第21号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30中播位置 0011号	30.12.19	宍粟市山崎町庄能字大水戸175番1の一部、 175番4の一部、 同 市山崎町上寺字下ノ田92番2の一部	5.00	59.09



兵庫県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬位置 0005号	30.12.19	豊岡市上陰字大町170番	4.50	51.56



兵庫県告示第23号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成31年1月8日

東播磨県民局長 四 海 達 也

- 重要調整池の所在地
加古川市神野町神野字大林204—1外
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社マルアイ	加古川市加古川町木村303番地1	井 元 進
兵庫県病院局	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	長 嶋 達 也
加古川市	加古川市加古川町北在家2000	岡 田 康 裕

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月日

船舶	A295956	平成31年11月19日	西宮市	阪神南県民センター	平成30年12月3日
----	---------	-------------	-----	-----------	------------

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局、 県民セ ンター	紛失 年月日
100 リットル 券	船舶	H03 8402977 ～ H03 8402988	平成31年 5月31日	12	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日
50 リットル 券	船舶	H03 8402989 ～ H03 8402994	平成31年 5月31日	6	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日
10 リットル 券	船舶	H03 8402995 ～ H03 8403024	平成31年 5月31日	30	淡路市浦708 富士吉田石油（株）淡路東 浦給油所	阪神南 県民セ ンター	平成30年 12月3日

~~~~~

**落札者等の公示**

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

平成31年1月8日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る業務名称  
兵庫県広報紙等の電子化業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部広報戦略課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 落札金額  
4,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年10月9日

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山北(1) I (101010011)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
本山北(4) I (101010012)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡本(4) II (101010116)	神戸市東灘区岡本7丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
住吉山手(18) I (101010117)	神戸市東灘区住吉山手9丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
住吉山手(10) II (101010118)	神戸市東灘区住吉山手4丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第213号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

岡本(2) I (101010019)の項中別図19、住吉台(4) I (101010034)の項中別図34、住吉山手(7) I (101010044)の項中別図44を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局

東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
- (3) 提出期限
平成31年1月30日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第688号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

東安田(1) I (131010033) の項中別図33、東安田(2) I (131010034) の項中別図34、西安田(2) II (131010035) の項中別図35を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年1月16日（水）から同月30日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
- (3) 提出期限
平成31年1月30日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
森北(3) I (101010003)	神戸市東灘区森北町7丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
森(1) I (101010006)	神戸市東灘区本山町森 芦屋市奥山 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
本山北(3) I (101010010)	神戸市東灘区本山北町5丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
本山北(1) I (101010011)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
本山北(4) I (101010012)	神戸市東灘区本山北町6丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
北畑(1) I (101010013)	神戸市東灘区本山町北畑(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北畑(2) I (101010014)	神戸市東灘区本山町北畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北畑(3) I (101010015)	神戸市東灘区本山町北畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
田辺 I (101010016)	神戸市東灘区本山町田辺(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
岡本(1) I (101010017)	神戸市東灘区岡本6丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
岡本(2) I (101010019)	神戸市東灘区岡本6丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
岡本(3) I (101010020)	神戸市東灘区岡本6丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
本山(1) I (101010023)	神戸市東灘区本山町岡本(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
田中 I (101010026)	神戸市東灘区本山町田中(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
住吉台(4) I (101010034)	神戸市東灘区住吉台(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
住吉山手(2)(1) I (101010039)	神戸市東灘区住吉山手9丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
住吉山手(7) I (101010044)	神戸市東灘区住吉山手8丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
赤塚山 I (101010045)	神戸市東灘区住吉山手7丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

住吉山手(8)Ⅰ (101010046)	神戸市東灘区住吉山手7丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
住吉山手(10)Ⅰ (101010048)	神戸市東灘区住吉山手6丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
住吉山手(11)Ⅰ (101010049)	神戸市東灘区住吉山手5丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
住吉山手(12)Ⅰ (101010050)	神戸市東灘区住吉山手5丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
住吉山手(13)Ⅰ (101010051)	神戸市東灘区住吉山手5丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
住吉山手(14)Ⅰ (101010052)	神戸市東灘区住吉山手5丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
鴨子ヶ原(1)(1)Ⅰ (101010059)	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鴨子ヶ原(5)Ⅰ (101010063)	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御影山手(2)(1)Ⅰ (101010065)	神戸市東灘区御影山手5丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
本山北(2)(2)Ⅰ (101010070)	神戸市東灘区本山北町5丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
岡本Ⅰ (101010071)	神戸市東灘区岡本7丁目(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
住吉台(2)(2)Ⅰ (101010074)	神戸市東灘区住吉台(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
鴨子ヶ原(3)(2)Ⅰ (101010082)	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
北畑(1)Ⅱ (101010087)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
田中Ⅱ (101010092)	神戸市東灘区本山町田中(別 図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
住吉山手(5)Ⅱ (101010099)	神戸市東灘区住吉山手8丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
住吉山手(8)Ⅱ (101010102)	神戸市東灘区住吉山手5丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
住吉山手(9)Ⅱ (101010103)	神戸市東灘区住吉山手4丁目 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
本山岡本(1)Ⅲ (101010109)	神戸市東灘区本山町岡本(別 図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
本山岡本(3)Ⅲ (101010111)	神戸市東灘区本山町岡本(別 図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

本山岡本(6)Ⅲ (101010114)	神戸市東灘区本山町岡本(別 図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
本山町北畑 (101010115)	神戸市東灘区本山町北畑(別 図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
岡本(4)Ⅱ (101010116)	神戸市東灘区岡本7丁目(別 図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
住吉山手(18)Ⅰ (101010117)	神戸市東灘区住吉山手9丁 目(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
住吉山手(10)Ⅱ (101010118)	神戸市東灘区住吉山手4丁 目(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

(別図1から別図43までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市役所建設局防災部防災課、神戸市役所建設局東部建設事務所及び神戸市東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田野口Ⅰ (131010004)	多可郡多可町中区田野口(別 図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
牧野(2)Ⅲ (131010006)	多可郡多可町中区牧野(別図 2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

鍛冶屋 I (131010007)	多可郡多可町中区鍛冶屋 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
間子 I (131010008)	多可郡多可町中区間子 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥中(1) I (131010009)	多可郡多可町中区奥中 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥中(2) I (131010010)	多可郡多可町中区奥中 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
奥中(3) I (131010011)	多可郡多可町中区奥中 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥中(5) II (131010013)	多可郡多可町中区奥中 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥中(6) II (131010014)	多可郡多可町中区奥中 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高岸(1) I (131010015)	多可郡多可町中区高岸 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高岸(2) II (131010016)	多可郡多可町中区高岸 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
高岸(3) II (131010017)	多可郡多可町中区高岸 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
高岸(4) II (131010018)	多可郡多可町中区高岸 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
徳畑(1) I (131010019)	多可郡多可町中区徳畑 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
徳畑(2) II (131010020)	多可郡多可町中区徳畑 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
茂利(1) I (131010022)	多可郡多可町中区茂利 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
茂利(3) II (131010024)	多可郡多可町中区茂利 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
曾我井 I (131010027)	多可郡多可町中区曾我井 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
森本(1) II (131010028)	多可郡多可町中区森本 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
森本(2) II (131010029)	多可郡多可町中区森本 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
森本(3) II (131010030)	多可郡多可町中区森本 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
森本(4) II (131010031)	多可郡多可町中区森本 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

西安田(1) I (131010032)	多可郡多可町中区西安田(別 図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
東安田(1) I (131010033)	多可郡多可町中区東安田(別 図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
東安田(2) I (131010034)	多可郡多可町中区東安田(別 図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西安田(2) II (131010035)	多可郡多可町中区西安田(別 図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
西安田(3) II (131010036)	多可郡多可町中区西安田(別 図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
西安田(4) II (131010037)	多可郡多可町中区西安田(別 図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
東安田(3) I (131010038)	多可郡多可町中区東安田(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
徳畑(4) II (231010017)	多可郡多可町中区徳畑(別図 30のとおり)	土石流	別図30のとおり
安坂西谷 I (231010018)	多可郡多可町中区安坂(別図 31のとおり)	土石流	別図31のとおり
森本 II (231010023)	多可郡多可町中区森本(別図 32のとおり)	土石流	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成31年1月16日(水)から同月30日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1
 - (3) 提出期限
平成31年1月30日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) オアシスタウンキセラ川西
所在地 川西市火打一丁目
(中央北地区特定土地区画整理事業6街区20-3画地ほか)
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社阪急オアシス 大阪市北区角田町8番7号 並 松 誠
ロイヤルホームセンター株式会社 大阪市北区堂島浜二丁目1番29号 中 山 正 明
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社阪急オアシス 大阪市北区角田町8番7号 並 松 誠
ロイヤルホームセンター株式会社 大阪市北区堂島浜二丁目1番29号 中 山 正 明
ほか未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年7月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,563平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
629台
 - (2) 駐輪場の収容台数
592台
 - (3) 荷さばき施設の面積
505平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
94.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時
閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前5時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口3箇所、出口2箇所、出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年12月5日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成31年1月8日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年5月8日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マルアイ福崎店
所在地 神崎郡福崎町南田原3060番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社マルアイ
住所 加古川市加古川町木村303番地1
代表者の氏名 井 元 進
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社マルアイ 加古川市加古川町木村303番地1 井 元 進
外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年8月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,719.9平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
69台
 - (2) 駐輪場の収容台数
50台
 - (3) 荷さばき施設の面積
94.2平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
9.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年12月10日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2

課

(2) 縦覧期間

平成31年1月8日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン姫路

所在地 姫路市今宿2017-1

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

代表者の氏名 山 西 泰 明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ザ・モール姫路

イ 変更後

ゆめタウン姫路

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
合同会社西友	東京都北区赤羽二丁目1番1号	スティーブン・ヘイズ・デイカス
有限会社ノヴィーズ	姫路市木材町15-3	藤 岡 伸 也
株式会社カンダ	姫路市紺屋町61	神 田 好 一

外32者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山 西 泰 明
株式会社ミノル堂	姫路市小姓町85番地の8	井 上 陽 介
外与株式会社	京都市中京区東洞院通六角下ル	外 村 正 弘

外25者

4 変更年月日

平成30年11月29日

5 届出年月日

平成30年12月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

- (2) 縦覧期間
平成31年1月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成31年5月8日

- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店
所在地 三田市けやき台一丁目2番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社関西ケーズデンキ
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
代表者の氏名 杉 本 正 彦
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 - ア 変更前
300台
 - イ 変更後
115台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 - ア 変更前
80台
 - イ 変更後
16台
- 4 変更年月日
平成31年7月29日ほか
- 5 届出年月日
平成30年11月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成31年1月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成31年5月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡三丁目5番2、5番19の一部、5番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡稲美町国岡三丁目5番地の3
厚 見 正 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年11月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—23号（30稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年1月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中浜町3番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年8月3日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—13号（30赤穂）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年1月8日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 古 川 直 行

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県西播磨総合庁舎ほか16庁舎で使用する電気 予定数量3,618,746キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地
兵庫県但馬県民局 豊岡市幸町7—11
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月12日
- 4 落札者の名称及び住所
中部電力株式会社 名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額
47,785,153円（税抜）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年10月19日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成31年1月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

(i) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	届出年月日
NEW JAPAN 2050	長谷川 英明	佐藤 史佳	神戸市須磨区寺田町2丁目4-1-201	佐藤泰樹、衆議院議員	平成30年11月22日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日をわくわくする会	孝岡 知子	孝岡 秀俊	芦屋市涼風町17-10	平成30年11月19日
大迫純司郎後援会	大迫 純司郎	大迫 美千子	西宮市前浜町5-9-301	平成30年11月7日
門田まゆみ後援会	門田 まゆみ	門田 一夫	神戸市須磨区妙法寺桜ノ界地104-74-202	平成30年11月26日
CLUB宝塚	平見 竜也	平見 晴子	宝塚市武庫川町6-25-1102	平成30年11月8日
黒木とよひと後援会	黒木 豊人	敦見 敏明	神戸市西区竜が岡4丁目20-3	平成30年11月8日
神戸センタク運動	辰己 直矢	森 大輔	神戸市兵庫区会下山町2丁目5-18-202号室	平成30年11月1日
しばた佳伸後援会	柴田 佳伸	柴田 美由紀	姫路市北条梅原町26番地4	平成30年11月29日
市民の風	恩田 怜	高橋 ますみ	神戸市垂水区塩屋町2丁目6番27号	平成30年11月22日
政治結社大日本勝心塾	山沖 健吾	原田 将典	姫路市北原215-11	平成30年11月20日
高橋しんご兵庫県後援会	岡田 太郎	井上 暁	神戸市中央区山本通5-7-18 兵庫県歯科医師会館内	平成30年11月26日
西宮をもっとオープンにする会	小枝 佐世	鈴木 晶博	西宮市北名次町8-18-103	平成30年11月2日

弘川よしえとわくわくプロジェクト	田 中 壽 雄	北 川 桂 子	尼崎市田能3—22—1	平成30年11月13日
Liberal Democracy for NEXT GENERATION	中 田 慎 也	森 本 猛 史	伊丹市中央1—2—5	平成30年11月30日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
国民民主党兵庫県第9区総支部	尾 仲 利 治	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4丁目17—2 セントラルビル3階	平成30年11月28日
			旧	明石市相生町2—6—5 38ヤングビル301	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
井上たいら後援会	西 田 正 光	代表者の氏名	新	西 田 正 光	平成30年11月1日
			旧	矢 木 久 雄	
風早ひさお後援会	谷 口 馨	代表者の氏名	新	谷 口 馨	平成30年11月14日
			旧	風 早 寿 郎	
		会計責任者の氏名	新	齋 藤 恒 雄	
			旧	風 早 正 昭	
川口じゅんとみんな未来をつくる会	津久井 進	政治団体の名称	新	川口じゅんとみんな未来をつくる会	平成30年11月1日
			旧	川口ジュンとみんな未来をつくる会	
北浦久吉後援会	北 浦 久 吉	代表者の氏名	新	北 浦 久 吉	平成30年10月22日
			旧	北 浦 市 雄	
元気みなみ但馬を創る会	藤 田 孝 夫	政治団体の名称	新	元気みなみ但馬を創る会	平成30年11月25日
			旧	元気な養父市を創る会	
杉田水脈なでしこの会	杉 田 水 脈	会計責任者の氏名	新	藤 野 扶 季 子	平成30年11月1日
			旧	杉 田 水 脈	
仲田一彦後援会	片 山 眞 人	代表者の氏名	新	片 山 眞 人	平成30年11月26日
			旧	金 鹿 功	
西田ゆういち後援会	西 田 昭 子	代表者の氏名	新	西 田 昭 子	平成30年11月5日
			旧	西 田 隆 司	
兵庫県歯科医師連盟川西支部	櫻 井 章 雄	主たる事務所の所在地	新	川西市火打1—12—16	平成30年11月1日
			旧	川西市火打1—1—7	
広田かつ子後援会	廣 田 克 子	代表者の氏名	新	廣 田 克 子	平成30年8月18日
			旧	吉 田 保 男	
〔森 てつお 後援会〕輝くさんだ創生の会	増 田 和 彦	主たる事務所の所在地	新	三田市三輪4丁目2番24号 浅原ビル4階	平成30年11月8日
			旧	三田市三輪4丁目2—24 浅原ビル3F	

豊かな篠山を未来に残す会	西岡博史	主たる事務所の所在地	新	篠山市東岡屋688-12	平成30年11月5日
			旧	篠山市大沢2丁目9-7	
		代表者の氏名	新	西岡博史	
			旧	古杉和広	
		会計責任者の氏名	新	吉村隆志	
			旧	奥土居利子	
会計責任者の氏名	新	永山直美	平成30年11月8日		
	旧	吉村隆志			
主たる事務所の所在地		新	篠山市大沢2丁目5-4	平成30年11月14日	
		旧	篠山市東岡屋688-12		
拉致被害者を救う会兵庫	横山千明	会計責任者の氏名	新	三原康男	平成30年11月25日
			旧	横山千明	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党兵庫県加古川市第二支部	井上英之	平成30年11月29日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木下義寿後援会	川野喜芳	平成30年10月31日
二階一夫後援会	小林陽一	平成30年10月31日
よこ山義夫後援会	吉田祐二	平成30年11月10日
Liberal Democracy for NEXT GENERATION	中田慎也	平成30年11月1日



兵庫県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成31年1月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
門田まゆみ	神戸市議会議員	門田まゆみ後援会	神戸市須磨区妙法寺桜ノ界地104-74-202	平成30年11月22日
柴田佳伸	兵庫県議会議員	しばた佳伸後援会	姫路市北条梅原町26番地4	平成30年11月28日

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成31年1月8日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称
兵庫県
- 2 事業の種類
県道竜泉那波線新設工事（兵庫県相生市那波字鍋崎地内から同市那波南本町地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年12月17日

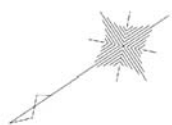
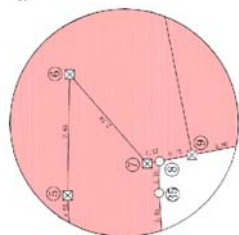
播州信用金庫 代表者 代表理事 和田 長 平	姫路市南駅前町 110番地	仮差押 (平成9年12月 15日受付 第6979号)
伊 藤 憲 昭 (持分6分の1)	姫路市飾磨区加茂東747番地1 ただし、土地登記簿上の住所 姫路市飾磨区加茂東747番地の1	伊 藤 憲 昭 根抵当権 (平成13年7月 31日受付 第4387号)

- (注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び
- (注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿並びに①及び②並びに③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿及び
- (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
- (注4) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
- (注5) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
- (注6) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。
- (注7) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 S=1/500
 土地の所在 相生市那波字鍋崎
 地番 1931番1

引照点P1

S=1/1000



凡例	
田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
⊗	金属鉋

1931番1

引照点表 (旧測地系)

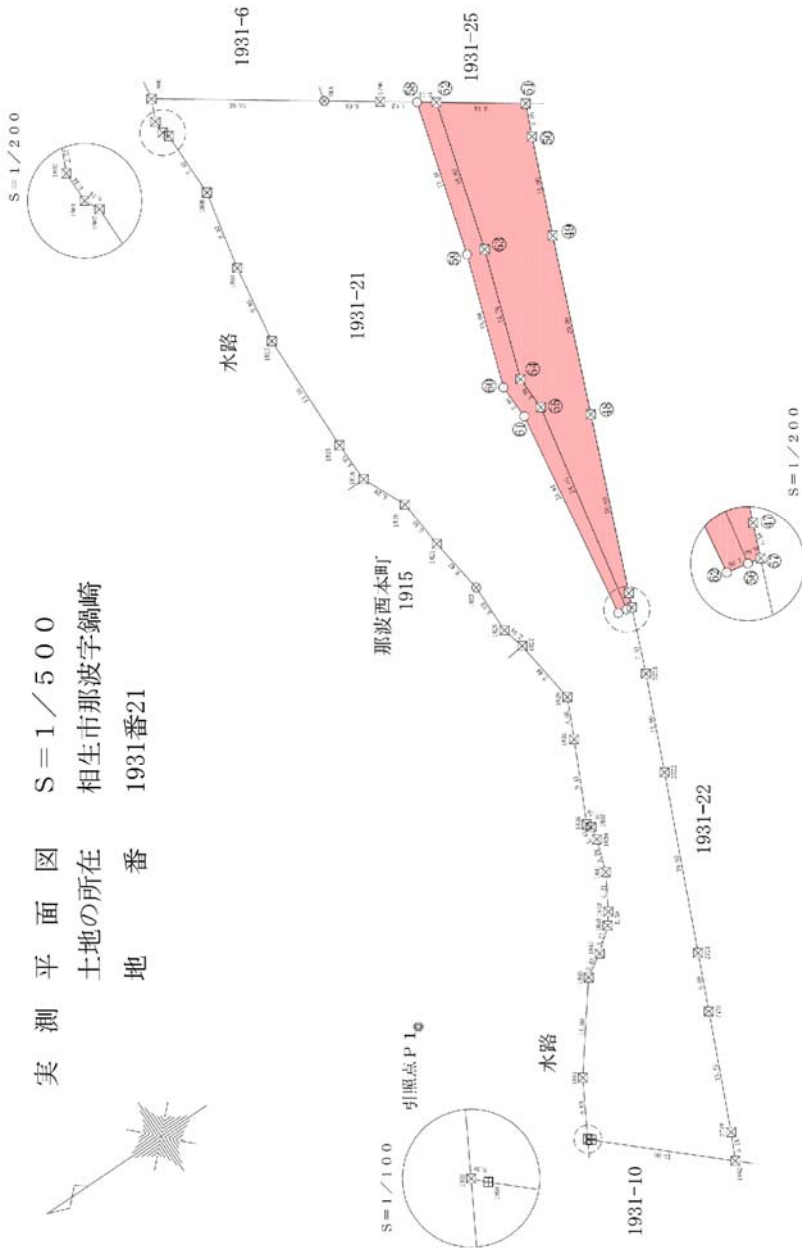
引照点P1 点番	引照点P2 点番	X座標 1941 1902	X座標 1902	Y座標 1600.339 1657.167	Y座標 1600.339 1657.167	距離	角度	引照点P1 点番	引照点P2 点番	X座標 1941 1902	X座標 1902	Y座標 1600.339 1657.167	Y座標 1600.339 1657.167	距離	角度
5213	1	-132909.284	-132909.284	11552.280	11552.280	0.00	0.00	1924	1924	-132948.852	-132948.852	11505.787	11505.787	21.44	231.07-52
5214	2	-132911.382	-132911.382	11553.174	11553.174	135.18	309.07-04	1925	1925	-132957.618	-132957.618	11507.203	11507.203	26.07	286.48-26
5215	3	-132914.564	-132914.564	11555.237	11555.237	61.03	230.36-07	1926	1926	-132961.101	-132961.101	11509.003	11509.003	26.07	277.37-24
5216	4	-132917.518	-132917.518	11557.555	11557.555	133.17	308.39-36	1917	1917	-132963.332	-132963.332	11510.178	11510.178	27.14	283.50-41
5217	5	-132919.293	-132919.293	11560.641	11560.641	61.57	227.05-36	1916	1916	-132966.197	-132966.197	11515.512	11515.512	27.14	225.55-01
5218	6	-132920.819	-132920.819	11562.819	11562.819	129.58	308.07-52	1915	1915	-132967.911	-132967.911	11519.299	11519.299	27.88	282.49-58
5219	7	-132921.130	-132921.130	11560.249	11560.249	62.00	222.38-01	1914	1914	-132968.916	-132968.916	11521.393	11521.393	28.27	282.00-02
5220	9	-132922.052	-132922.052	11559.860	11559.860	125.93	307.43-31	1913	1913	-132969.780	-132969.780	11524.700	11524.700	28.27	282.00-02
7833	10	-132927.198	-132927.198	11572.056	11572.056	61.25	220.23-49	1909	1909	-132967.844	-132967.844	11528.858	11528.858	26.28	281.19-44
9641	11	-132930.170	-132930.170	11577.895	11577.895	122.41	307.57-07	1908	1908	-132970.903	-132970.903	11540.974	11540.974	26.28	281.19-44
9666	12	-132938.967	-132938.967	11596.024	11596.024	61.06	217.54-43	1907	1907	-132972.762	-132972.762	11548.268	11548.268	26.28	281.19-44
9667	13	-132940.069	-132940.069	11601.298	11601.298	119.75	308.01-01	1906	1906	-132974.409	-132974.409	11554.629	11554.629	27.07	270.20-10
9668	14	-132939.090	-132939.090	11601.502	11601.502	62.91	219.35-05	1905	1905	-132975.665	-132975.665	11559.188	11559.188	25.07	270.20-10
9669	15	-132944.472	-132944.472	11615.349	11615.349	82.64	312.17-72	1904	1904	-132976.086	-132976.086	11560.715	11560.715	24.50	219.21-09
9670	16	-132954.540	-132954.540	11638.590	11638.590	63.87	219.19-35	1903	1903	-132979.682	-132979.682	11562.823	11562.823	38.17	280.47-09
9671	17	-132957.846	-132957.846	11644.111	11644.111	121.36	306.41-53	1902	1902	-132982.201	-132982.201	11572.492	11572.492	23.11	217.54-26
9672	18	-132961.665	-132961.665	11651.357	11651.357	61.45	207.24-33	1901	1901	-132988.176	-132988.176	11585.413	11585.413	34.76	280.38-10
9673	19	-132965.161	-132965.161	11656.629	11656.629	108.55	308.22-02	1900	1900	-132992.698	-132992.698	11612.700	11612.700	11.05	216.54-03
1858	20	-132954.342	-132954.342	11664.123	11664.123	61.75	201.18-47	1899	1899	-132998.080	-132998.080	11633.826	11633.826	14.80	211.08-20
2740	21	-132950.771	-132950.771	11656.218	11656.218	102.13	309.05-36	1898	1898	-132999.510	-132999.510	11638.590	11638.590	11.06	281.19-39
2739	22	-132942.536	-132942.536	11637.990	11637.990	66.45	183.43-21	1897	1897	-133000.000	-133000.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17
2738	23	-132934.301	-132934.301	11619.762	11619.762	78.05	314.17-37	1896	1896	-133001.000	-133001.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17
2737	24	-132930.590	-132930.590	11611.561	11611.561	66.45	178.59-50	1895	1895	-133002.000	-133002.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17
2736	25	-132926.212	-132926.212	11601.470	11601.470	78.59	324.31-16	1894	1894	-133003.000	-133003.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17
2735	26	-132918.252	-132918.252	11583.122	11583.122	95.78	152.48-31	1893	1893	-133004.000	-133004.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17
2734	27	-132915.664	-132915.664	11577.155	11577.155	102.60	150.11-00	1892	1892	-133005.000	-133005.000	11640.000	11640.000	11.55	204.17-17

1931番1

座標求積表 (旧測地系)

地番	No.	区分	Xn	Yn	辺長	点間No
0	1	取用地	-32909.284	11552.280	2.28	2
0	2	取用地	-32911.321	11553.274	3.79	3
0	3	取用地	-32914.564	11553.271	3.72	4
0	4	取用地	-32910.203	11567.835	2.26	5
0	5	取用地	-32900.679	11562.819	2.58	6
0	6	取用地	-32920.930	11560.746	2.26	6
0	7	取用地	-32921.385	11560.142	0.72	8
0	8	取用地	-32922.092	11559.860	13.23	10
0	9	取用地	-32927.198	11572.056	6.55	11
0	10	取用地	-32930.170	11577.895	20.15	12
0	11	取用地	-32940.069	11566.024	5.38	13
0	12	取用地	-32944.472	11615.349	1.00	14
0	13	取用地	-32939.080	11601.502	14.85	15
0	14	取用地	-32944.472	11615.349	25.32	16
0	15	取用地	-32954.540	11638.590	6.43	17
0	16	取用地	-32957.846	11644.111	8.19	18
0	17	取用地	-32961.665	11651.357	6.32	19
0	18	取用地	-32965.161	11656.629	13.16	20
0	19	取用地	-32965.342	11664.123	8.67	21
0	20	取用地	-32950.771	11656.218	20.00	22
0	21	取用地	-32942.536	11637.990	20.00	23
0	22	取用地	-32934.301	11619.762	9.00	24
0	23	取用地	-32930.590	11611.561	10.99	25
0	24	取用地	-32926.212	11601.470	20.00	26
0	25	取用地	-32918.252	11583.122	6.50	27
0	26	取用地	-32915.664	11577.155	3.50	28
0	27	取用地	-32914.316	11573.924	10.07	29
0	28	取用地	-32910.223	11564.719	9.97	30
0	29	取用地	-32906.140	11555.622	4.58	31
0	30	取用地	-32906.140	11555.622	2774.566580	37
0	31	取用地	-32906.140	11555.622	1387.2832900	38
0	32	取用地	-32906.140	11555.622	1387.28	39
0	33	取用地	-32906.140	11555.622	214.1324700	40
0	34	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	41
0	35	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	42
0	36	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	43
0	37	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	44
0	38	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	45
0	39	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	46
0	40	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	47
0	41	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	48
0	42	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	49
0	43	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	50
0	44	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	51
0	45	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	52
0	46	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	53
0	47	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	54
0	48	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	55
0	49	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	56
0	50	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	57
0	51	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	58
0	52	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	59
0	53	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	60
0	54	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	61
0	55	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	62
0	56	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	63
0	57	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	64
0	58	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	65
0	59	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	66
0	60	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	67
0	61	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	68
0	62	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	69
0	63	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	70
0	64	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	71
0	65	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	72
0	66	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	73
0	67	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	74
0	68	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	75
0	69	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	76
0	70	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	77
0	71	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	78
0	72	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	79
0	73	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	80
0	74	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	81
0	75	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	82
0	76	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	83
0	77	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	84
0	78	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	85
0	79	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	86
0	80	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	87
0	81	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	88
0	82	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	89
0	83	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	90
0	84	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	91
0	85	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	92
0	86	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	93
0	87	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	94
0	88	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	95
0	89	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	96
0	90	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	97
0	91	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	98
0	92	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	99
0	93	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	100
0	94	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	101
0	95	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	102
0	96	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	103
0	97	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	104
0	98	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	105
0	99	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	106
0	100	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	107
0	101	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	108
0	102	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	109
0	103	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	110
0	104	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	111
0	105	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	112
0	106	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	113
0	107	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	114
0	108	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	115
0	109	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	116
0	110	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	117
0	111	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	118
0	112	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	119
0	113	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	120
0	114	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	121
0	115	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	122
0	116	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	123
0	117	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	124
0	118	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	125
0	119	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	126
0	120	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	127
0	121	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	128
0	122	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	129
0	123	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	130
0	124	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	131
0	125	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	132
0	126	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	133
0	127	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	134
0	128	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	135
0	129	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	136
0	130	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	137
0	131	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	138
0	132	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	139
0	133	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	140
0	134	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	141
0	135	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	142
0	136	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	143
0	137	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	144
0	138	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	145
0	139	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	146
0	140	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	147
0	141	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	148
0	142	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	149
0	143	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	150
0	144	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	151
0	145	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	152
0	146	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	153
0	147	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	154
0	148	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	155
0	149	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	156
0	150	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	157
0	151	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	158
0	152	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	159
0	153	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	160
0	154	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	161
0	155	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	162
0	156	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	163
0	157	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	164
0	158	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	165
0	159	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	166
0	160	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	167
0	161	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	168
0	162	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	169
0	163	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	170
0	164	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	171
0	165	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	172
0	166	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	173
0	167	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	174
0	168	取用地	-32906.140	11555.622	214.13	175
0	169	取用地	-32906.1			

実測平面図 S=1/500
土地の所在
相生市那波字鍋崎
地番 1931番21



凡 例

田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
☒	金属杭

座標求積表 (旧測地系)

1931番21 (取用地)		1931番21 (使用地)	
No.	点間No	No.	点間No
47	20.00	56	24.05
48	20.00	55	3.76
49	11.00	54	14.76
50	3.56	53	16.82
51	9.74	52	2.11
52	16.82	59	17.46
53	14.76	58	15.08
54	3.76	60	3.90
55	24.05	61	23.84
56	0.60	62	1.00
57	1.58		
58	653.036852		217.264415
59	326.5184260		108.6322075
60	326.51		108.63

1931番21 (使用地)		1931番21 (残地)	
No.	点間No	No.	点間No
56	24.05	1852	3.11
55	3.76	1851	13.41
54	14.76	2720	6.50
53	16.82	2721	19.99
52	2.11	2722	11.00
59	17.46	2723	7.41
58	15.08	57	0.60
60	3.90	56	1.00
61	23.84	62	2.84
62	1.00	61	3.90
		60	3.90
		59	15.08
		58	17.46
		57	7.41
		56	6.50
		55	19.99
		54	6.50
		53	13.41
		52	3.11

◎引照点 P 2

1931番21 (残地)		1931番21 (残地)	
No.	点間No	Xn	Yn
1852	3.11	-32893.184	11568.887
2719	13.41	-32894.507	11571.708
2720	6.50	-32899.885	11584.001
2721	19.99	-32902.473	11589.968
2722	11.00	-32910.433	11608.315
2723	7.41	-32914.811	11618.407
57	0.60	-32917.589	11625.285
56	1.00	-32916.998	11625.400
62	2.84	-32916.016	11625.591
61	3.90	-32919.546	11649.177
60	3.90	-32919.415	11653.077
59	15.08	-32924.269	11667.359
58	17.46	-32929.019	11684.165
2790	6.08	-32925.708	11686.458
SK3	18.85	-32920.706	11689.923
800	2.51	-32905.204	11700.660
802	1.44	-32904.158	11698.378
804	0.74	-32904.154	11696.937
807	7.42	-32904.481	11696.264
808	8.87	-32904.496	11688.842
810	8.85	-32902.647	11680.161
813	13.58	-32901.295	11671.409
815	4.53	-32901.055	11657.827
1816	5.29	-32901.153	11653.298
1819	5.55	-32903.351	11648.477
1821	6.42	-32903.812	11642.938
1823	5.59	-32904.703	11636.576
1825	2.58	-32904.646	11630.978
1827	7.44	-32905.287	11628.478
1829	4.68	-32906.258	11621.096
1831	9.41	-32904.288	11616.842
1835	0.56	-32900.224	11608.345
1837	1.45	-32900.461	11607.834
1839	3.70	-32900.228	11606.397
1841	4.31	-32899.047	11602.890
1843	1.50	-32896.867	11597.162
1845	3.17	-32895.970	11597.957
1847	2.87	-32893.539	11595.917
1849	11.00	-32891.083	11594.431
1851	6.68	-32884.412	11585.676
1853	0.38	-32881.137	11579.844
1855	15.90	-32881.403	11579.568
1857	3870.953104		
1859	1935.476520		
1861	1935.47		

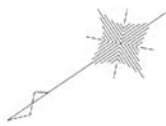
1931番Z1

1931番Z1
引照点表 (旧測地系)

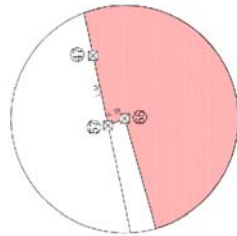
引照点 点番	P1 1941	P2 1902	点名		X座標		Y座標		コンクリート杭 距離	コンクリート杭 角度
			1941	1902	1941	1902	1941	1902		
2724	47		-132918.182		11626.755	P1	52.64	149-53-01		
						P2	82.22	338-17-34		
2725	48		-132925.683		11645.301	P1	69.53	139-42-43		
						P2	69.90	350-13-40		
2726	49		-132933.185		11663.848	P1	87.74	133-37-47		
						P2	61.75	6-12-39		
2727	50		-132937.315		11674.047	P1	98.05	131-15-50		
						P2	59.69	16-25-28		
1853	51		-132938.769		11677.412	P1	101.55	130-37-43		
						P2	59.36	19-56-21		
5212	52		-132930.757		11682.961	P1	101.01	125-07-17		
						P2	68.83	22-00-25		
5211	53		-132926.180		11666.767	P1	85.31	128-52-00		
						P2	69.06	7-59-23		
5210	54		-132921.463		11652.776	P1	71.64	132-57-15		
						P2	73.24	356-33-47		
5209	55		-132921.589		11649.014	P1	69.02	135-09-33		
						P2	73.44	353-37-35		
5208	56		-132916.998		11625.400	P1	50.94	150-31-59		
						P2	83.83	337-43-55		
5207	57		-132917.589		11625.285	P1	51.40	150-58-08		
						P2	83.32	337-30-17		
9679	58		-132929.019		11684.165	P1	101.02	123-55-20		
						P2	70.89	22-22-58		
9678	59		-132924.269		11667.359	P1	84.59	127-36-26		
						P2	71.04	8-14-54		
9700	60		-132919.415		11653.077	P1	70.49	131-34-09		
						P2	75.27	356-53-08		
9701	61		-132919.546		11649.177	P1	67.71	133-50-32		
						P2	75.45	353-55-17		
9675	62		-132916.016		11625.591	P1	50.18	149-47-30		
						P2	84.66	338-06-12		
1852			-132893.184		11568.887	P1	37.56	236-51-06		
						P2	134.43	318-57-17		
2719			-132894.507		11571.708	P1	36.02	237-37-57		
						P2	31.59	318-30-10		
2720			-132899.885		11584.001	P1	31.76	210-57-11		
						P2	119.66	322-18-28		
2721			-132902.473		11589.968	P1	31.58	199-10-18		
						P2	114.01	323-53-07		
2722			-132910.433		11608.315	P1	38.62	168-04-54		
						P2	97.29	328-51-42		
2723			-132914.811		11618.407	P1	45.87	156-48-24		
						P2	88.68	334-05-01		
2790			-132925.708		11686.458	P1	101.15	121-38-27		
						P2	74.83	23-02-28		
5521	SK3		-132920.706		11689.923	P1	101.66	118-12-50		
						P2	80.80	23-24-49		
1800			-132905.204		11700.660	P1	105.47	107-38-54		
						P2	99.39	25-56-59		
1802			-132904.158		11698.378	P1	102.97	107-49-13		
						P2	99.36	24-30-09		
1804			-132904.154		11696.937	P1	101.60	108-04-00		
						P2	98.78	23-44-27		

引照点 点番	P1 1941	P2 1902	点名		X座標		Y座標		コンクリート杭 距離	コンクリート杭 角度
			1941	1902	1941	1902	1941	1902		
1807	1807		-132904.481		11696.264	P1	101.07	108-21-41		
						P2	98.21	23-27-30		
1808	1808		-132904.496		11688.842	P1	94.06	109-47-39		
						P2	95.48	19-22-23		
1810	1810		-132902.647		11680.161	P1	85.27	110-36-02		
						P2	94.76	14-02-35		
1813	1813		-132901.295		11671.409	P1	76.62	111-57-25		
						P2	94.36	8-40-51		
1815	1815		-132901.055		11657.827	P1	64.12	116-17-59		
						P2	93.52	0-24-16		
1816	1816		-132901.153		11653.298	P1	60.14	118-17-43		
						P2	93.50	357-37-43		
1819	1819		-132903.351		11648.477	P1	57.09	122-32-04		
						P2	91.63	354-33-31		
1821	1821		-132903.812		11642.938	P1	52.78	126-11-32		
						P2	91.87	351-05-25		
1823	1823		-132904.703		11636.576	P1	48.38	131-30-01		
						P2	92.20	347-05-45		
1825	1825		-132904.646		11630.978	P1	44.30	136-14-51		
						P2	93.66	343-45-50		
1827	1827		-132905.287		11628.478	P1	43.09	139-14-20		
						P2	93.78	342-11-16		
1829	1829		-132906.258		11621.096	P1	39.50	148-18-18		
						P2	95.40	337-47-03		
1831	1831		-132904.288		11616.842	P1	35.68	152-27-28		
						P2	98.88	335-56-00		
1835	1835		-132900.224		11608.345	P1	28.71	163-48-48		
						P2	106.23	332-38-28		
1837	1837		-132900.461		11607.834	P1	28.81	164-55-15		
						P2	106.26	332-20-16		
1839	1839		-132900.228		11606.397	P1	28.24	167-36-50		
						P2	107.14	331-42-54		
1841	1841		-132899.047		11602.890	P1	26.52	174-28-54		
						P2	109.87	330-23-46		
1843	1843		-132896.867		11599.162	P1	24.25	182-46-54		
						P2	113.63	329-18-17		
1845	1845		-132895.970		11597.957	P1	23.44	185-49-50		
						P2	115.01	329-01-00		
1847	1847		-132893.539		11595.917	P1	21.35	191-56-55		
						P2	118.15	328-46-32		
1849	1849		-132891.083		11594.431	P1	19.36	197-45-54		
						P2	121.02	328-46-36		
1851	1851		-132884.412		11585.676	P1	18.80	231-14-54		
						P2	131.32	327-01-07		
1939	1939		-132881.137		11579.844	P1	22.18	247-29-20		
						P2	137.28	325-43-15		
1938	1938		-132881.403		11579.568	P1	22.54	247-07-58		
						P2	137.22	325-33-47		

実 測 平 面 図 S = 1 / 500
 土地の所在 相生市那波字鍋崎
 地 番 1931番22



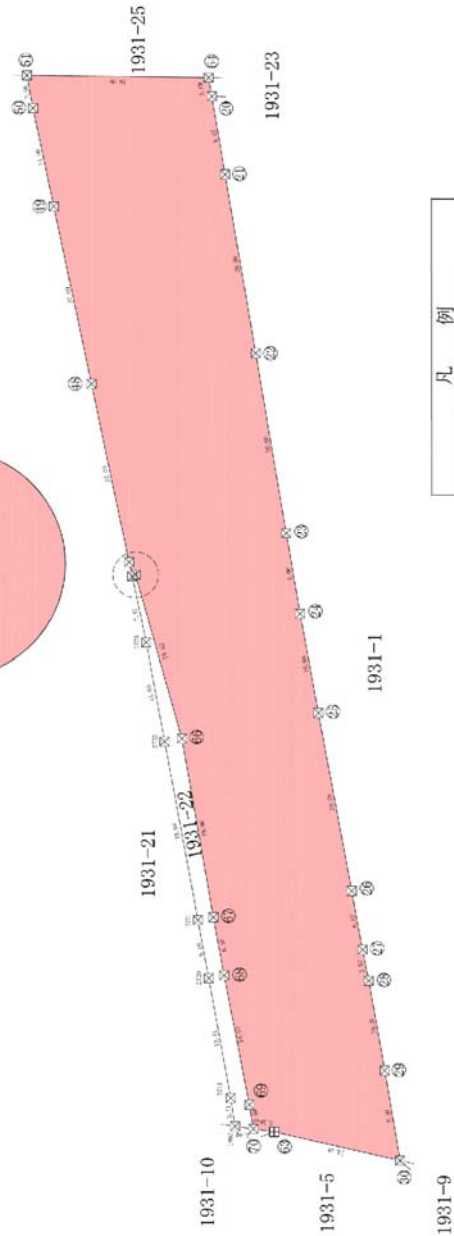
S = 1 / 100



引照点 P 1

地番	分	区	取用地	No.	Yn	辺長	点間No
70				-32894	7011567.512	2.68	69
69				-32895	60311569.955	14.50	68
68				-32901	45611583.315	6.50	67
67				-32904	05511589.281	19.96	66
66				-32912	19911607.508	18.62	65
65				-32917	97911625.209	0.39	57
64				-32917	58911625.285	7.41	2723
2723				-32914	81111618.407	11.00	2722
2722				-32910	43311608.315	19.99	2721
2721				-32902	47311589.968	6.50	2720
2720				-32899	88511584.001	13.41	2719
2719				-32894	50711571.708	3.11	1852
1852				-32893	18411568.887	2.04	70
				面積	4054.183162		
				地積	2027.0915810		
				地積率	2027.09		
				地			

地番	分	区	取用地	No.	Yn	辺長	点間No
70				-32894	7011567.512	2.68	69
69				-32895	60311569.955	14.50	68
68				-32901	45611583.315	6.50	67
67				-32904	05511589.281	19.96	66
66				-32912	19911607.508	18.62	65
65				-32917	97911625.209	0.39	57
64				-32917	58911625.285	7.41	2723
2723				-32914	81111618.407	11.00	2722
2722				-32910	43311608.315	19.99	2721
2721				-32902	47311589.968	6.50	2720
2720				-32899	88511584.001	13.41	2719
2719				-32894	50711571.708	3.11	1852
1852				-32893	18411568.887	2.04	70
				面積	4054.183162		
				地積	2027.0915810		
				地積率	2027.09		
				地			



凡 例	
田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
⊗	金属杭

引照点 P 2

1931番22

1931番22
参照点表 (旧測地系)

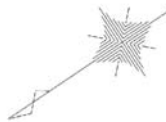
点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
参照点P1	1941	-32872.643	11600.339		
参照点P2	1902	-32994.577	11657.167		
点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
5201	70	-132894.701	11567.512	P1 39.54	236-06-04
				P2 134.21	318-05-13
5202	69	-132895.803	11569.955	P1 38.20	232-41-02
				P2 131.76	318-33-26
5203	68	-132901.456	11583.315	P1 33.46	210-34-35
				P2 118.85	321-34-39
5204	67	-132904.055	11589.281	P1 33.30	393-23-37
				P2 113.14	323-07-56
5205	66	-132912.199	11607.508	P1 40.20	363-53-39
				P2 66.18	325-59-04
5206	65	-132917.979	11625.209	P1 52.09	331-29-03
				P2 82.49	350-28-16
5207	57	-132917.589	11625.285	P1 83.37	337-38-17
				P2 45.87	356-08-24
2723	2723	-132914.811	11618.407	P1 88.69	334-08-24
				P2 38.69	348-09-54
2722	2722	-132910.433	11608.315	P1 97.26	339-57-54
				P2 31.53	369-07-18
2721	2721	-132902.473	11589.968	P1 114.01	323-53-02
				P2 31.76	210-57-11
2720	2720	-132899.885	11584.001	P1 119.66	322-18-28
				P2 36.03	232-37-59
2719	2719	-132894.507	11571.708	P1 131.56	319-30-10
				P2 37.56	236-51-06
1852	1852	-132893.184	11568.887	P1 134.43	318-57-17
				P2 41.79	235-20-30
1837	63	-132896.409	11565.963	P1 133.99	317-06-22
				P2 134.65	311-03-11
1854	30	-132906.140	11555.622	P1 55.87	233-09-50
				P2 51.77	223-27-57
2732	29	-132910.223	11564.719	P1 125.14	312-22-43
				P2 49.33	212-22-11
2733	28	-132914.316	11573.924	P1 115.63	313-57-19
				P2 82.22	338-17-34

点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
参照点P1	1941	-32872.643	11600.339		
参照点P2	1902	-32994.577	11657.167		
点番	点名	X座標	Y座標	距離	角度
2734	27	-132915.664	11577.155	P1 48.86	208-19-12
				P2 112.37	314-36-14
2735	26	-132918.252	11583.122	P1 48.75	209-40-51
				P2 106.33	315-52-07
2736	25	-132926.212	11601.470	P1 53.58	178-47-27
				P2 88.18	320-49-48
2737	24	-132930.590	11611.561	P1 59.52	169-32-23
				P2 78.27	324-31-56
2738	23	-132934.301	11619.762	P1 64.04	162-30-54
				P2 70.33	328-10-40
2739	22	-132942.536	11637.990	P1 65.48	330-46-19
				P2 55.06	338-36-35
2740	21	-132950.771	11656.218	P1 73.89	358-35-35
				P2 100.64	146-31-33
1858	20	-132954.342	11664.123	P1 100.64	146-31-33
				P2 106.50	143-38-20
1855	64	-132955.203	11666.030	P1 106.50	143-38-20
				P2 89.05	131-15-50
1853	51	-132938.769	11677.412	P1 101.25	136-37-43
				P2 59.36	106-36-21
2727	50	-132937.315	11674.047	P1 89.05	131-15-50
				P2 59.69	162-35-28
2726	49	-132933.185	11663.848	P1 87.74	133-57-47
				P2 61.75	6-12-39
2725	48	-132925.683	11645.301	P1 69.53	138-42-43
				P2 69.90	350-13-40
2724	47	-132918.182	11626.755	P1 52.64	148-53-01
				P2 82.22	338-17-34

実測平面図 S=1/500

土地の所在
相生市那波字鍋崎
地番 1931番23

参照点P1。



座標求積表 (旧測地系)

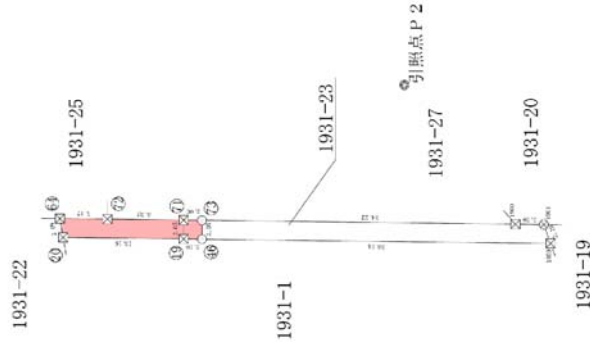
地番	区分	Xn	Yn	辺長	点間No
19	取用地	-132965.161	11656.629	2.05	71
71		-132966.301	11658.344	8.32	72
72		-132959.460	11663.082	5.17	64
64		-132955.203	11666.030	2.09	20
20		-132954.342	11664.123	13.16	19
			積面積	54.881675	
			面積	27.4408375	
			地積	27.44	m

地番	区分	Xn	Yn	辺長	点間No
46	取用地	-132966.805	11655.490	2.05	73
73		-132967.946	11657.205	2.00	71
71		-132966.301	11656.344	2.05	19
19		-132965.161	11656.629	2.00	46
			積面積	8.238694	
			面積	4.1193470	
			地積	4.11	m

地番	区分	Xn	Yn	辺長	点間No
1859	残地	-132988.080	11633.826	2.19	1901
1901		-132988.623	11635.957	3.09	1900
1900		-132986.079	11637.719	34.22	73
73		-132967.946	11657.205	2.05	46
46		-132966.805	11655.490	38.04	1859
			積面積	155.263562	
			面積	77.6317810	
			地積	77.63	m

参照点表 (旧測地系)

点番	点名	X座標	Y座標	コンクリート杭
1901	P1	-132954.342	11600.339	○
1902	P2	-132954.342	11600.339	○
1907	P7	-132954.342	11600.339	○
1908	P8	-132954.342	11600.339	○
1909	P9	-132954.342	11600.339	○
1910	P10	-132954.342	11600.339	○
1911	P11	-132954.342	11600.339	○
1912	P12	-132954.342	11600.339	○
1913	P13	-132954.342	11600.339	○
1914	P14	-132954.342	11600.339	○
1915	P15	-132954.342	11600.339	○
1916	P16	-132954.342	11600.339	○
1917	P17	-132954.342	11600.339	○
1918	P18	-132954.342	11600.339	○
1919	P19	-132954.342	11600.339	○
1920	P20	-132954.342	11600.339	○
1921	P21	-132954.342	11600.339	○
1922	P22	-132954.342	11600.339	○
1923	P23	-132954.342	11600.339	○
1924	P24	-132954.342	11600.339	○
1925	P25	-132954.342	11600.339	○
1926	P26	-132954.342	11600.339	○
1927	P27	-132954.342	11600.339	○
1928	P28	-132954.342	11600.339	○
1929	P29	-132954.342	11600.339	○
1930	P30	-132954.342	11600.339	○
1931	P31	-132954.342	11600.339	○
1932	P32	-132954.342	11600.339	○
1933	P33	-132954.342	11600.339	○
1934	P34	-132954.342	11600.339	○
1935	P35	-132954.342	11600.339	○
1936	P36	-132954.342	11600.339	○
1937	P37	-132954.342	11600.339	○
1938	P38	-132954.342	11600.339	○
1939	P39	-132954.342	11600.339	○
1940	P40	-132954.342	11600.339	○
1941	P41	-132954.342	11600.339	○
1942	P42	-132954.342	11600.339	○
1943	P43	-132954.342	11600.339	○
1944	P44	-132954.342	11600.339	○
1945	P45	-132954.342	11600.339	○
1946	P46	-132954.342	11600.339	○
1947	P47	-132954.342	11600.339	○
1948	P48	-132954.342	11600.339	○
1949	P49	-132954.342	11600.339	○
1950	P50	-132954.342	11600.339	○



凡例	
田	コンクリート杭
区	プラスチック杭
⊗	金属釘

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年1月8日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成31年2月13日（水）から同月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成31年2月18日（月）から同月21日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成31年2月21日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成31年1月15日(火)から同月28日(月)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

10 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年1月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成31年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

- ア レギュラーガソリン 予定数量 111万リットル
イ ハイオクガソリン 予定数量 37万リットル
ウ 軽油 予定数量 8万リットル

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額の合計

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 石塚
電話 (078) 341-7441 内線2344

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間

平成31年1月8日（火）から同月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年2月18日（月）午後2時
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部6階 603会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成31年2月15日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月14日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に要求される義務

ア 県下の49警察署の管内にそれぞれ1箇所以上給油所を確保している等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ 国内全都道府県に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は、平成31年1月22日（火）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成31年2月15日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Products to be purchased:

a Regular gasoline Approx. 1,110,000 liters

b High-octane gasoline Approx. 370,000 liters

c Light oil Approx. 80,000 liters

(3) Delivery period:

From April 1, 2019 to March 31, 2020

(4) Delivery places:

The designated place by Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(5) Deadline for the application forms:

17:00 January 22, 2019

(6) Deadline for bidding:

17:00 February 15, 2019 by mail;

14:00 February 18, 2019 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Ishizuka, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344